

アスファルト混合物事前審査の共通試験

事前審査制度では、アスファルト混合物の認定に当たり、各地方のアスファルト混合物事前審査委員会により指定された試験機関(指定検査機関)で実施された混合物の性状試験結果が、合否判定基準に適合していることを要求している。このため、各性状試験の精度・再現性は事前審査制度の信頼性・公平性の根幹をなすものといえる。

そこで指定試験機関を対象とした共通試験が定期的(2年毎)に行われてきた。

(一社)日本道路建設業協会の道路試験所で作成した試料を各指定試験機関に送り試験する方法で、昨年はマーシャル安定度試験と抽出試験を、今年はホイールトラッキング試験を行った。

当中部地区の指定試験機関は、(公財)なごや建設事業

サービス財団名古屋建設技術センター、(財)岐阜県建設研究センター、(公財)三重県建設技術センターの3試験機関であり、各々で昨年、今年と試験が行われた。

今年の試験結果はまだまとまっていないが、昨年の結果を見る限り、3試験機関とも問題は見受けられていない。

